

調達価格等算定委員会（第74回）

議事要旨

○日時

令和4年1月17日（月）9時00分～12時00分

○場所

オンライン会議

○出席委員

高村ゆかり委員長、秋元圭吾委員、安藤至大委員、大石美奈子委員、松村敏弘委員

○オブザーバー

農林水産省、国土交通省、環境省、消費者庁

○事務局

茂木省エネルギー・新エネルギー部長、山口省エネルギー・新エネルギー部政策課長、能村新エネルギー課長、潮崎再生可能エネルギー推進室長、廣瀬新エネルギー課長補佐

○議題

- （1）風力発電・バイオマス発電について
- （2）入札制・地域活用要件について

○議事要旨

- （1）風力発電・バイオマス発電について

委員

（風力発電について）

- ・ 事務局案に基本的に賛成。
- ・ 着床式洋上風力発電については、今般公表された再エネ海域利用法適用対象における入札結果を踏まえると、再エネ海域利用法適用外についても案件形成の動きも見込まれるため、入札制とするべき。
- ・ 再エネ海域利用法適用外については、抜け道とならないような価格設定が必要であり、事務局案に賛成。
- ・ 今般公表された再エネ海域利用法適用対象における入札結果は、洋上風力のコスト低減のポテンシャルを示した結果と受け止めている。しっかりと分析していただき

たい。

- 浮体式洋上風力発電について、36 円/kWh という価格でなかなか案件が増えない中で、価格を継続することで導入が期待されるのか。研究開発によるコスト低減によって導入が進む等、価格を維持したときにどのように導入が進む見込みか明確にすべき。
- 浮体式洋上風力発電は、今後の技術開発の進展などにより価格を下げられる可能性があるため、注意深く見ていってほしい。
- 浮体式洋上風力発電は、コストが価格に見合っていないのか、それともまだ実証段階でありリスクが大きいいためなのかを検討しなければ、仮に買取価格を上げてもしリスクが高い場合は導入拡大をする方策にはならない。今後も価格をこのまま維持し続けたり引き上げたりする場合は、原因を明らかにした上で決定すべき。

(バイオマス発電について)

- 事務局案に基本的に賛成。
- バイオマスの持続可能性、カーボンニュートラルといえるのかという点については慎重に考えるべき。
- 持続可能性について、ライフサイクル GHG の削減は踏み込んだ基準を示していると考えますが、2021 年度までの既認定案件についても量としては大きいため、しっかりと確認することが重要。
- 既認定案件のライフサイクル GHG 排出量の削減について、事業者任せにしているのは曖昧になりかねない。早急に検討を行い、確証ができる形での報告を求めることが必要。
- 新しい認証スキームの追加には今後も慎重であるべき。
- 持続可能性確認に関する経過措置について、合計 5 年間の経過措置となり長すぎる。期限を延ばさないで、どうしても難しい場合のみ 2023 年 3 月末という扱いもあり得る。
- 持続可能性確認に関する経過措置については、再延長の無いようにお願いしたい。
- バイオマスは調整電源であり、FIP に移行して市場の状況に応じて適切に行動するように促すのが良い。
- メタン発酵バイオガス発電における燃料の混合利用は望ましい側面が多い一方、本来は固体のまま燃焼することが合理的なものをわざわざ気体にするなど unnecessary な加工をしたものがないか等、注意深く確認する必要がある。
- 冬などの高負荷期に発電して、軽負荷期は発電を避けた結果設備利用率が低下することは、調整電源として社会的価値が高く、FIP 制度による支援が向いている。他方で、設備利用率が低い電源と FIT 制度の組合せは望ましくなく、今回設備利用率の想定値を引き下げたメタン発酵バイオガスについては、今後も FIT を維持する場

合は、設備利用率の引き上げを検討していくべき。

事務局

- 浮体式洋上風力発電について、グリーンイノベーション基金などを通じてコスト引き下げの取組と実証を進めている。海外では競争的になりつつある中、日本においても速やかに研究開発・実証に取り組んでいく。また、実証等を通じて、コストをどこまで下げられるか、リスクをどう見積もるかしっかりと検討を重ねていく。
- 再エネ海域利用法適用対象の着床式洋上風力発電の入札結果については、総括的な分析を行い、その上で必要な見直し事項があれば対応していく。
- バイオマスは重要な再エネ電源の一つであるが、世界的な位置付けや持続可能性を加味して、必要な検討を引き続き行っていく。既認定案件のライフサイクル GHG 排出量削減については、燃料の改定ごとに取組が改善されるように、情報開示や報告の在り方を具体化していく。経過措置についても、今回の議論を踏まえ、しっかりと対応していく。
- メタン発酵バイオガス発電における原料混合利用の状況、設備利用率について、引き続き実態を確認していきたい。

委員長

- 事務局の提案に概ね異論はなかった。
- バイオマスの持続可能性確認に係る経過措置について、これ以上の延長は避けるべきという意見が複数あった。今後、経過措置の延長は原則行わないことを条件とすることを本委員会でも確認した。

(2) 入札制・地域活用要件について

委員

- 事務局案に基本的に賛成。
- 募集容量を入札に応じて変化させることは良いが、入札行動に与える影響は事後的に検証すべきである。
- 事業用太陽光の募集容量について、前回入札の非落札容量の 40%を増やすとあるが、この数字が適切であるのか、40%の意味合いをご説明いただきたい。
- 地域活用要件における集合住宅に対する対応については、今後テナントを入れる施設・ビルなどへの拡大も考えられるため、技術的に検討・整理いただきたい。また、10-20kW で想定しているものがカバーできるのかについて、今後ご検討いただきたい。
- 地域が管理する太陽光発電を地域活用案件に追加できないか来年度以降検討いた

だきたい。

- 10-50kWの営農型太陽光発電について、農地転用許可の提出が遅れている印象である。期待される領域でもあり、農水省に状況を詳細報告いただきたい。
- 農地転用許可が為されることを条件にFIT認定をしたことを考えると、3年以内に許可が得られなければFIT認定は取り消されることが当然と考える。関係省庁も相応に覚悟して、しっかりと許可が得られるような後押しをお願いしたい。
- 地域活用の営農型太陽光について許可提出済案件が少ないことに懸念がある。事務局からの回答に加え、農水省からもご回答いただきたい。

事務局

- 複数の委員からご指摘いただいた営農型太陽光発電については、ご指摘のとおり、農地転用できない場合は最終的には認定取り消しとなる。制度がきちんと運営されるよう、関係省庁とよく連携しながら進めていく。
- 事業者の入札行動等については継続的にフォローアップしていく。
- 募集容量の設定における非落札容量の40%という数字については、過去の実績として、非落札案件の40%が次回入札に参加していることを踏まえての数字であるが、引き続き今後も競争性を損なわない形で運用をしていく。
- 集合住宅に係る地域活用要件の対象については、今後実際に上がってくる案件の状況を踏まえつつ、継続的に検討する。また、地域の管理する低圧の事業用太陽光に対する地域活用要件についても引き続き検討していく。

オブザーバー（農林水産省）

- 営農型のFIT認定のうち、何件が農地転用申請を出しているか現時点では不明であり、今後確認する。営農型については適切な営農が為されているかが条件となる。適切に営農されているかは毎年農業委員会が確認をしており、今後も関係省庁と連携して具体的な実態について調査したい。

委員長

- 事務局の提案に概ね異論はなかった。
- 次回の委員会では今年度の議論の取りまとめを行いたい。

（お問合せ先）

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365